



「賞与支払届」の提出をお忘れなく!

12月は、多くの事業所で賞与が支払われる月です。当健保組合では、12月に賞与支給を予定している事業所に対して、12月初旬に賞与支払届を送付いたしましたので、賞与支払日から5日以内にご提出いただきますようお願いいたします。

新たに賞与を支給する場合はターンアラウンド登録を要しますので、業務第一課までお問合せください。



資格確認書について

資格確認書が発行されている方で、マイナ保険証利用登録を行いました方は、事業所を経由して健康保険組合に返納ください。

「子ども・子育て支援金」制度が始まります

～令和8年4月分保険料より支援金の負担をお願いします～



「子ども・子育て支援金」制度ってなに?

令和8年度から「子ども・子育て支援金」制度が始まります。これは、国が新たに開始する制度で、国民全体に支援金を拠出してもらい、少子化対策の財源にあてるといいます。少子化・人口減少の問題は日本全体の問題であるため、子どもがいるだけでなく、子どもがいない人や子育てを終えた人、また、企業にも負担が求められます。

健康保険組合は、国に代わって事業主と被保険者から支援金を徴収し、国へ納付することを法律により義務付けられています。**令和8年4月分の保険料より、健康保険料、介護保険料と合わせて支援金を徴収します。**

支援金の使いみち

こども未来戦略「加速化プラン」の施策に使われます

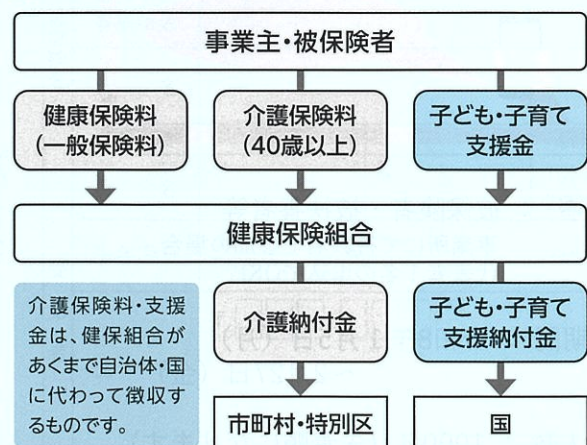
- 児童手当拡充
- 妊婦のための支援給付
- 育児休業給付の引き上げ
- 育児時短就業給付の創設
- こども誰でも通園制度
- 国民年金被保険者の育児期間の保険料免除 など



私たちの負担はどのくらい増えるの?

支援金率は令和8年度から令和10年度にかけて段階的に引き上げられていき、**令和10年度に最大の0.4%程度になり固定されます。**これを事業主と被保険者で折半するので、皆さんの負担は0.2%程度になる見込みです。実際の金額は月給・賞与に支援金率を掛けた額なので、例えば月給（標準報酬月額）が30万円の人で、月々の負担増は600円程度になります。

■保険料・支援金の徴収・納付のしくみ



年末年始の 事務取扱いについて

給付金の年内支払いは12月11日(木)までに申請書を受理したもので、不備返戻や照会・調査を要するものを除き、年内に支払う予定です。本年の事務取扱いは12月26日(金)までです。新年は1月5日(月)から事務取扱いを再開いたします。